



2024年5月30日

各 位

会 社 名 株式会社進学会ホールディングス
代表者名 代 表 取 締 役 平 井 将 浩
(コード番号 9760 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部長 竹山 正輝
(TEL 011-863-5557)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の臨時取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年6月27日開催予定の第49回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第36条(剰余金の配当等の決定機関)及び第37条(剰余金の配当の基準日)を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条(自己株式の取得)、現行定款第37条(剰余金の配当)及び現行定款第38条(中間配当)の削除を行うものであります。
- (2) 上記変更に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

- (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 2024年6月27日
- (2) 定款変更の効力発生日 2024年6月27日

以上

(別紙)

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p><u>第7条（自己株式の取得）</u> 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。</p> <p><u>第8条～第35条</u>（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p><u>第36条</u>（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p><u>第37条（剰余金の配当）</u> 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に支払う。</p> <p><u>第38条（中間配当）</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に、会社法第454条第5項による中間配当をすることができる。</p> <p><u>第39条（剰余金の配当等の除斥期間）</u> 剰余金の配当又は中間配当金が支払開始の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 ②未払の剰余金の配当については利息を支払わない。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>第7条～第34条</u>（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p><u>第35条</u>（現行どおり）</p> <p><u>第36条（剰余金の配当等の決定機関）</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p><u>第37条（剰余金の配当の基準日）</u> 当社の期末配当の基準日は毎年3月31日、中間配当の基準日は毎年9月30日とする。 ②当社は前項のほか、取締役会決議によって、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>第38条（配当金の除斥期間）</u> 配当金が支払開始の日から3年を経過してもなお受理されないときは、当社はその支払義務を免れる。 ②未払いの配当金については利息を支払わない。</p>